

担当		係長	課長	部長
----	--	----	----	----

景観計画区域内における行為(変更)届出書(1)
 都市景観形成地区内行為(変更)届出書(2)

年 月 日

(宛先)川崎市長

届出者 住 所
 (行為者) 氏 名
 電話番号

関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為地の地名地番	川崎市 区
景観計画特定地区	<input type="checkbox"/> (地区名称:)
都市景観形成地区	<input type="checkbox"/> (地区名称:)
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
高度地区	<input type="checkbox"/> 第1種高度地区 <input type="checkbox"/> 第2種高度地区 <input type="checkbox"/> 第3種高度地区 <input type="checkbox"/> 第4種高度地区

設計者	事務所名	(電話)
	所在地 氏 名	(担当)
施工者	営業所名	(電話)
	所在地 氏 名	(担当)

行為の期間 年 月 日 ~ 年 月 日

行為の種類	建築物	届出部分		届出以外の部分		合計	
		敷地面積	建築面積	延べ面積	延べ面積		
<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	条例第13条第1項第2号に規定する長さ						
	主要用途		構造				
	階数		地上	階	地下	階	高さ
	屋根		仕上げ			色彩	
	外 壁		仕 上 げ		色 彩		
			仕 上 げ		色 彩		
			各面のアクセント色の使用面積(各面の見付面積)		東	面	m ² (m ²)
					西	面	m ² (m ²)
					南	面	m ² (m ²)
					北	面	m ² (m ²)
工作物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観に係る修繕 <input type="checkbox"/> 外観に係る模様替 <input type="checkbox"/> 外観の色彩の変更	種類		構造				
	高さ		m	面		積	
	橋長(橋りょうのみ)		m	仕		上 げ	
	色 彩						
			各面のアクセント色の使用面積(各面の見付面積)		東	面	m ² (m ²)
					西	面	m ² (m ²)
					南	面	m ² (m ²)
					北	面	m ² (m ²)

都市景観形成地区内で下記の行為を行う場合は、以下も御記入ください。

<input type="checkbox"/> 広告物	種類			数	量
	表示面積	m ²		高	さ
	仕 上 げ			色	彩
<input type="checkbox"/> 広告物を掲出する工作物 <input type="checkbox"/> 表示 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 改造	主 な 表 示 内 容				
<input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 植栽	行 為 の 内 容				
	行 為 の 面 積				
<input type="checkbox"/> その他土地の整備	植栽の種類等	種 類			高 さ
					m

そ の 他 行 為 の 内 容

※ 受付欄		※ 助言・指導欄		※ 処理欄	
-------	--	----------	--	-------	--

※外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本の提出の有無 有 無

(注) 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
 2 届出をしようとする行為が変更の場合は、変更の文字に○印を付けてください。
 3 条例第13条第1項第2号に規定する長さとは、建築物の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さのことをいいます。
 4 アクセント色とは、色彩に関する制限を超える色彩のことをいいます。
 5 各面のアクセント色の使用面積(各面の見付面積)は、アクセント色を使用する場合に記入してください。
 6 届出をする際に外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本を提出した場合、条例第23条の規定による着手の届出をする必要はありません。
 7 この届出書は、正副2部を提出してください。
 8 ※印のある欄は、記入しないでください。